

市・県民税の申告受付 3月16日まで

市・県民税の申告受付は、下表のとおり、3月16日まで（平日のみ）行っています。

申告会場の混雑緩和のため、市・県民税の申告書はできる限り郵送や電子申請による提出をお願いします。申告会場にお越しいただく場合は、医療費の計算や帳簿・書類の整理は事前に済ませてください。

なお、令和7年分所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出する人は、令和8年度市・県民税の申告書を提出する必要はありません。詳しくは、課税課 市民税グループ（☎47-8179）へ。



とき	ところ
3/16(月)までの平日 9:00~16:00	情報工房2階 多目的研修室

※期間中、市役所には申告受付会場を設けません

郵送で提出する場合

申告書に必要な事項を記入し署名のうえ、源泉徴収票や控除証明書などの資料の写し、マイナンバーに係る本人確認書類の写しを同封して、下記へ郵送してください。



なお、受付印を押した控えの送付を希望する場合は、必要な切手を貼り、返送先を記入した返信用封筒と、申告書の写しを同封してください。

▶郵送先／大垣市役所 課税課（〒503-8601 丸の内2-29）

インターネット（電子申請）でも受付

市・県民税の申告は、インターネット（電子申請）を利用して提出できます。詳しくは、市HPをご覧ください。

▶利用方法／市HPの「市・県民税額シミュレーションシステム」を利用し、画面の指示に従って源泉徴収票の数字などを入力して作成した申告書のデータを、電子申請サービスで送信



市HP

マイナポータル（電子申請）でも受付開始

1月5日（月）からマイナポータルでの市・県民税の電子申告が開始されましたので、ぜひご利用ください。

マイナポータルから申告の際は、マイナンバーカードと署名用電子証明書（英数字6～16桁）、利用者証明用電子証明書（数字4桁）が必要になります。詳しくは、市HPをご覧ください。



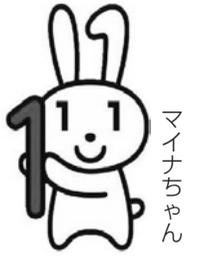
市HP

マイナンバーカード

交付・申請などの休日・夜間窓口開設

平日の業務時間内に来庁が難しい人などを対象に、マイナンバーカード交付・申請などの休日・夜間窓口を開設します。

- ▶とき／【休日窓口】3月8日（日） 午前9時～正午
【夜間窓口】3月10日（火）・12日（木）
いずれも午後5時15分～7時30分
- ▶ところ／窓口サービス課
- ▶内容／マイナンバーカード交付・申請受付、電子証明書更新など
- ▶問合せ／同課（☎47-8764）へ



ワンストップ生活・就労相談

市と岐阜労働局は、生活に関する相談や、就労相談などをワンストップで受けることができる「雇用・就労支援センター（ワークプラザおおがき）」を市役所6階に開設しています。

お気軽にご利用ください。

詳しくは、ワークプラザおおがき（☎47-7571）へ。

- ▶とき／平日（年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時15分
- ▶内容／職業紹介・仕事探し（ハローワークの求人情報検索パソコン2台設置）、職業相談、簡易な生活相談など

ぜひご利用ください！

市勤労者総合福祉センター

市勤労者総合福祉センター「サンワーク大垣」（長松町）は、会議室、多目的室、ホール＝写真＝など全7部屋の貸し出しを行っています。

企業やグループでの研修や会議、余暇活動に、ぜひご利用ください。



- ▶利用時間／年末年始を除く毎日午前9時～午後9時（日曜日と祝日は午後5時まで）
- ▶申込／同センターHPから申込
- ▶問合せ／同センター（☎93-1100）へ



同センターHP

春の全国火災予防運動

3月1日～7日

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」を統一防火標語に、春の全国火災予防運動が、3月1日から7日まで全国一斉に展開されます。

まだまだ暖房器具を使う機会が多く、空気が乾燥するこの季節は、火災が発生しやすい時季です。火災予防やいざという時のために、次の10項目の実践を心がけましょう。

詳しくは、大垣消防組合消防本部予防課（☎87-1512）へ。



大垣市議会議長賞・野寺杏さん（江東小学校3年）の作品

<4つの習慣>

- 寝たばこは、絶対しない、させない
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- こんろなどを使うときは、火のそばを離れない
- コンセントは、ほこりを清掃して不必要なプラグは抜く

<6つの対策>

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置が付いた機器を使用する
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を設置するとともに定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓して、寝具や衣類、カーテンは防災品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく
- お年寄りや身体が不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保しておく
- 防火防災訓練に参加するなど、地域ぐるみで対策を行う

